

平成26年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県公立大学法人評価委員会
委員長 宮田 速雄（公印省略）

意見書（案）

高知県公立大学法人の平成25年度財務諸表及び利益処分承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項及び同法第40号第5項の規定に基づく高知県公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりです。

- 1 地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認については、異存はありません。
- 2 地方独立行政法人法第40条第3項に規定する利益処分の承認については、異存はありません。